

菊川市水道事業

第2回 水道料金審議会資料

将来事業環境及び水道料金の見通しについて

令和8年2月12日

菊川市生活環境部水道課

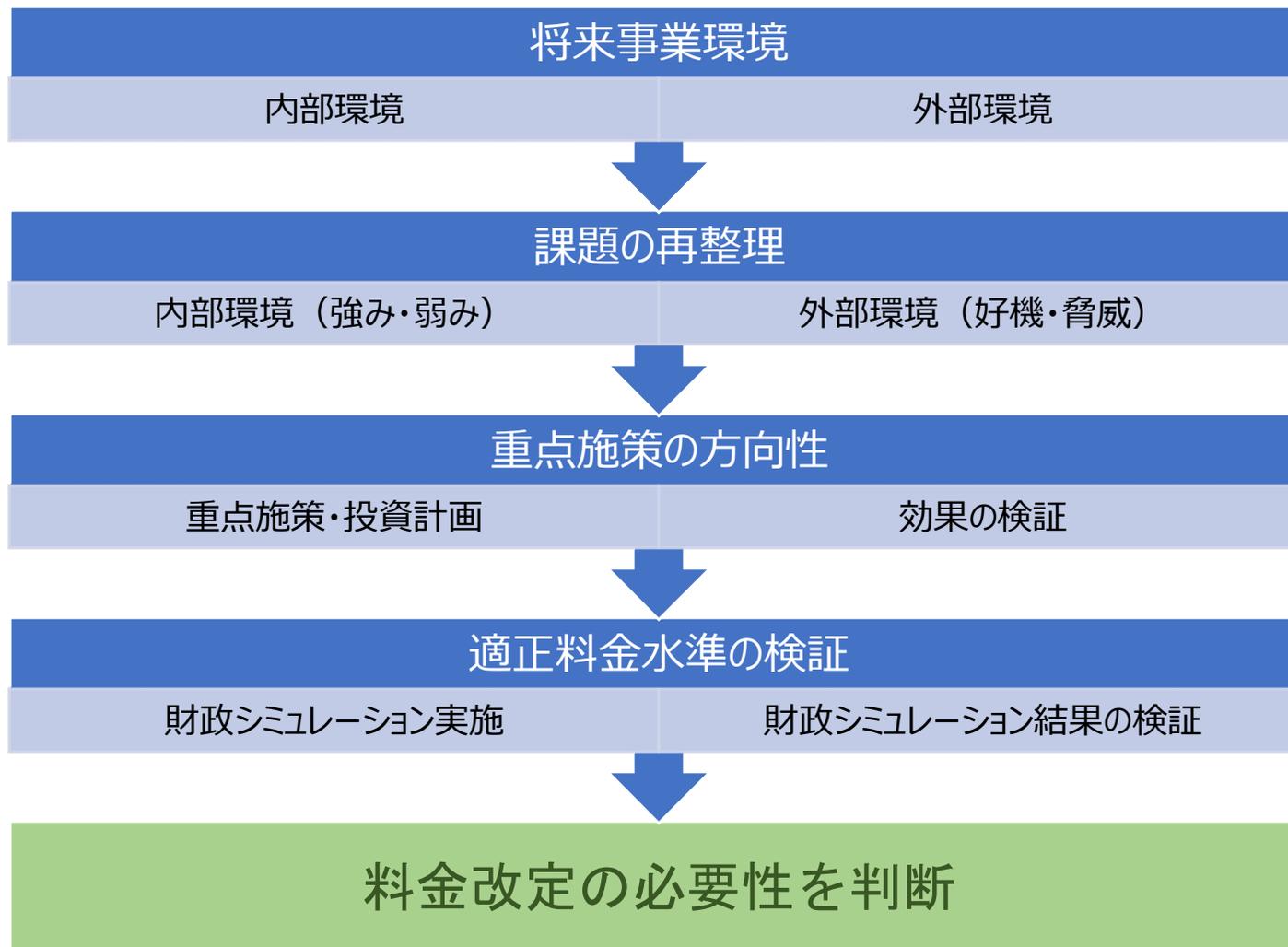
目次

本日の目標	3	新たな水道料金の設定	18
将来事業環境の予測	4	適正な水道料金とは	18
内部環境	4	水道料金構成要素	19
外部環境	5	水道料金体系の種類と特徴	21
課題の抽出と整理	7	水道料金体系の設定	24
内部環境	7	水道料金の設定手順	25
外部環境	7	総括原価の配分	27
課題解消に向けた取組	8	新たな水道料金（案）	31
課題解消に求められる取組	8	本日のまとめ	33
コストダウンに向けた重点施策の方向性	9	第3回審議会に向けて	33
投資計画の見通し	10	付属資料.用語説明	34
重点施策、投資計画による効果	12		
現行料金水準の妥当性検証	13		
シミュレーション条件	13		
財政シミュレーション結果	15		
財政シミュレーション結果の検証	15		

本日の目標

本日の審議会における目標について確認をお願いします。

以下の各段階の説明を踏まえ、水道料金改定の是非についてご審議くださいますようお願いいたします。



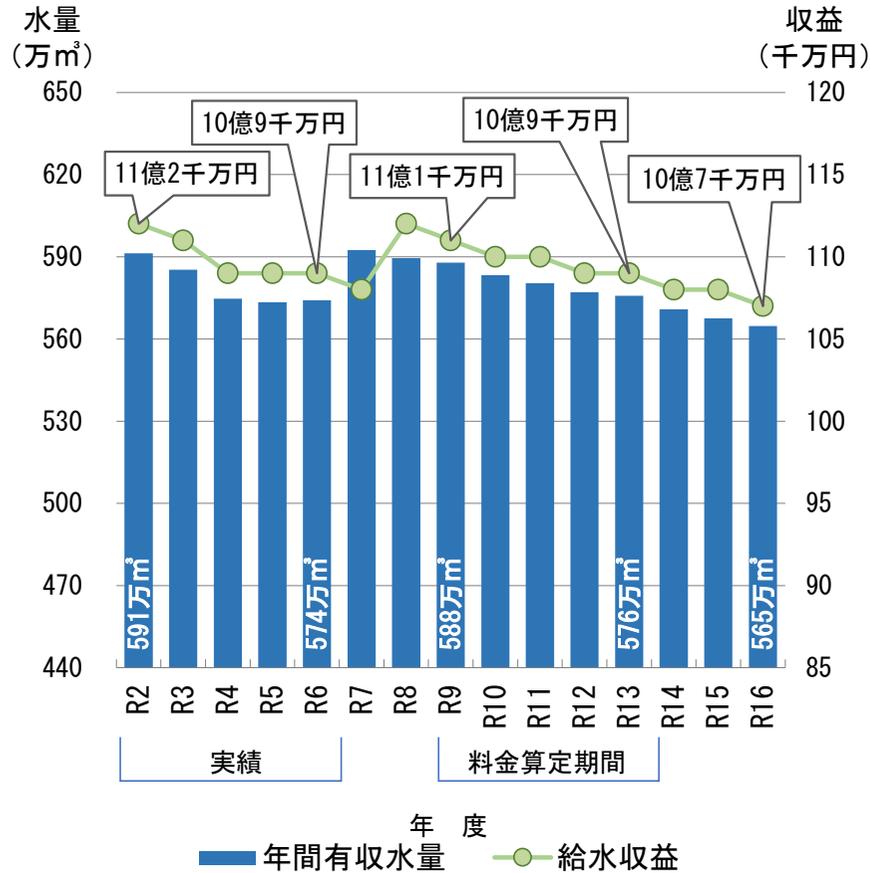
将来事業環境の予測

収入の柱である給水収益及び施設の効率性の見通しについて確認をお願いします。

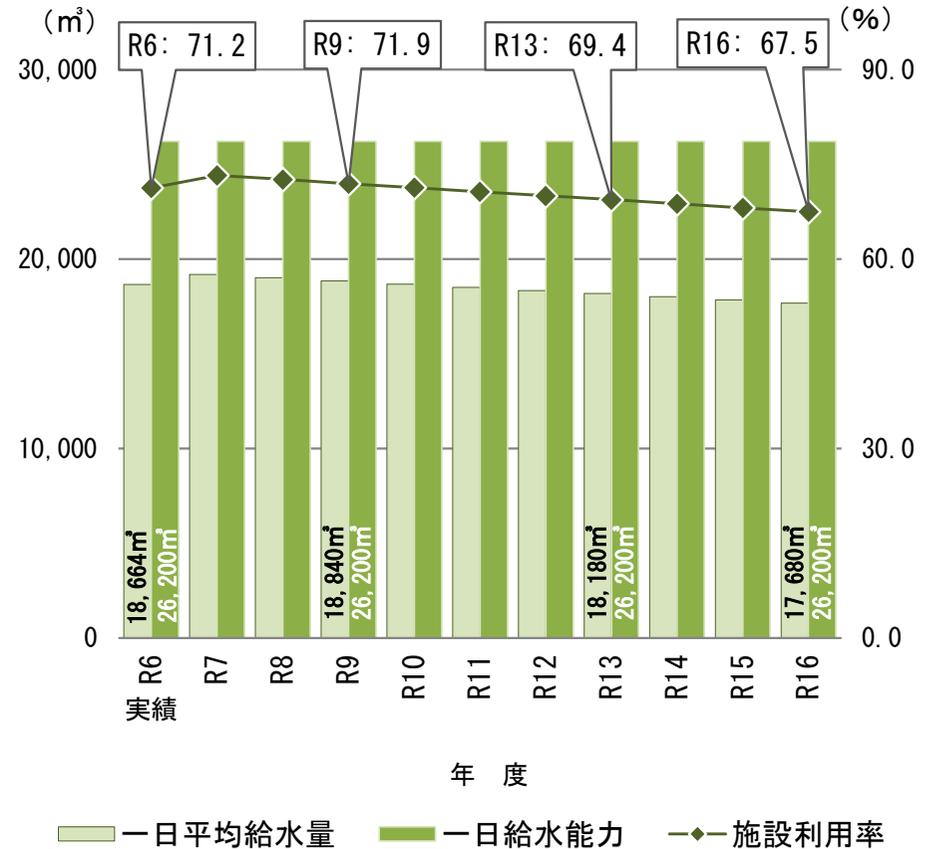
内部環境

本編資料 P 1

有収水量及び給水収益の見通し



施設利用率の見通し



長期的にはいずれも減少傾向となるが、市内開発計画の影響で、料金算定期間中は令和6年度実績と同程度となる見通しです。

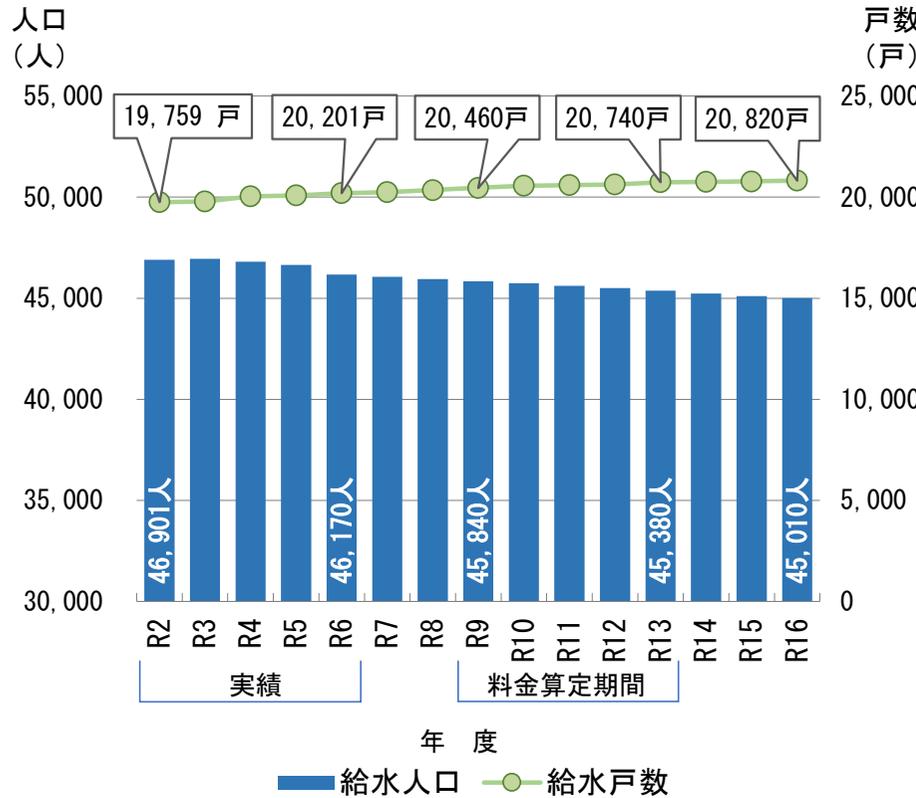
市内開発計画の影響で、令和8年度まで上昇傾向を示し、以降は緩やかに下降傾向となる見込みです。参考として、令和5年度類似団体値は59.3%です。

将来事業環境の予測

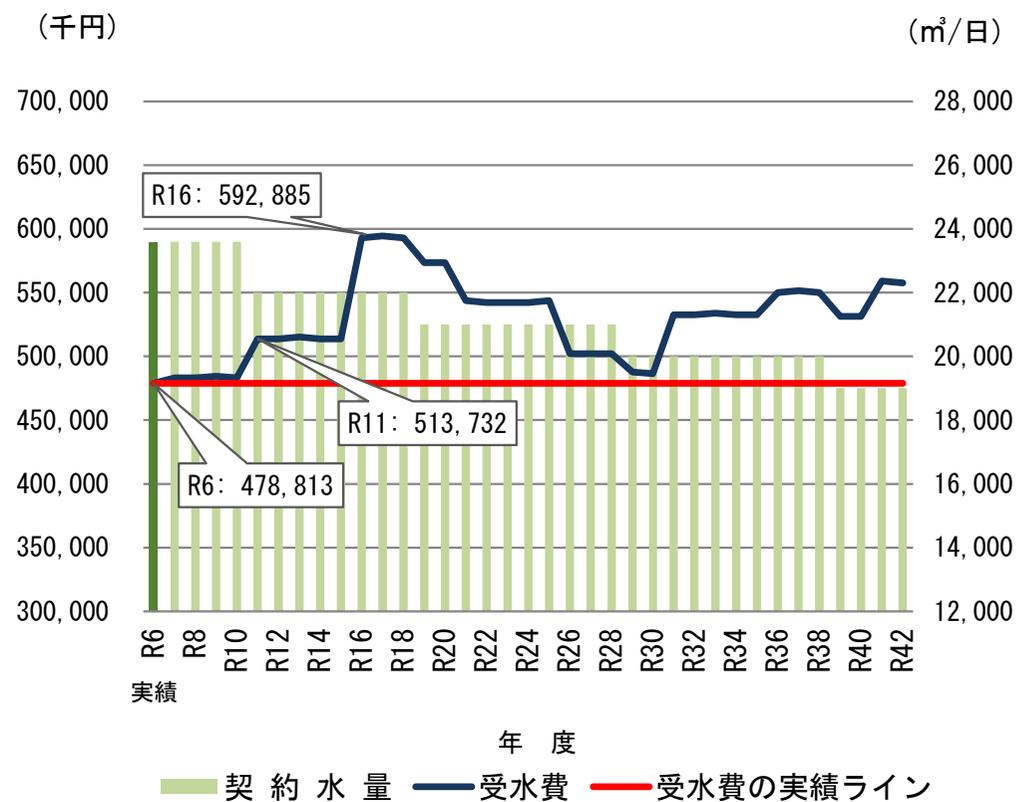
給水人口や戸数、そして事業経費の約44%を占める受水費の見通しについて確認をお願いします。 **外部環境**

本編資料 P 2

給水人口及び給水戸数の見通し



受水費の見通し



- ・給水人口 = 減少傾向の見込みです。
- ・給水戸数 = 増加傾向の見込みです。

- ・企業団では、令和11年度からの受水費の改定に向け、現在各受水団体と協議を続けています。
- ・令和11年度から5年間は3千5百万円、また、令和16年度から3年間は、1億1千万円以上の増額が見込まれます。

将来事業環境の予測

これまでの物価の推移と今後の見通しについて確認をお願いします。

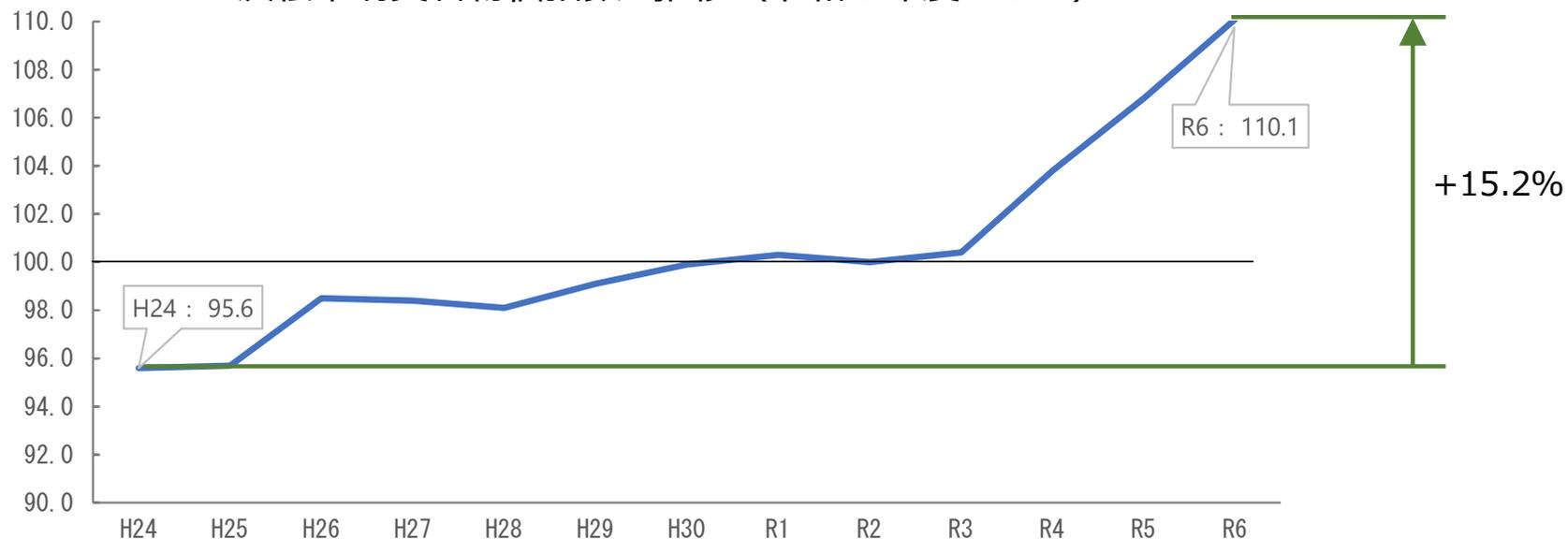
外部環境

本編資料 P 3

物価の推移と予測

浜松市の令和6年度における生鮮食品を除く総合指数は、令和2年度を100として110.1、対前年度比は3.1%の上昇です。また、対平成24年度比は、15.2%の上昇となっています。

浜松市消費者物価指数の推移（令和2年度 = 100）



一方、日本銀行「経済・物価情勢の展望 2025年4月」では、今後の見通しを以下のとおりとしています。
対前年度比

年度	R7年度	R8年度	R9年度
※消費者物価指数 (除く生鮮食品)	+2.2% (+2.0 ~ +2.3)	+1.7% (+1.6 ~ +1.8)	+1.9% (+1.8 ~ +2.0)

※政策委員見通しの中央値

課題の抽出と整理

将来事業環境に対する課題を追加しました。改めて確認をお願いします。

内部環境、外部環境

現状分析に関する課題については、第2回資料（本編）の5ページをご確認ください。

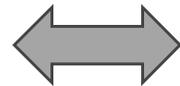
本編資料 P 5

強み：内部環境

- ・ 今後も給水戸数は増加傾向
- ・ 収益的収支は直近5年間黒字を維持
経常収支比率100%超と健全性確保

弱み：内部環境

- ・ 将来的には給水収益の減少は継続する見込み
- ・ 施設利用率は令和9年度以降低下の見込み
- ・ 漏水による有収率の低下

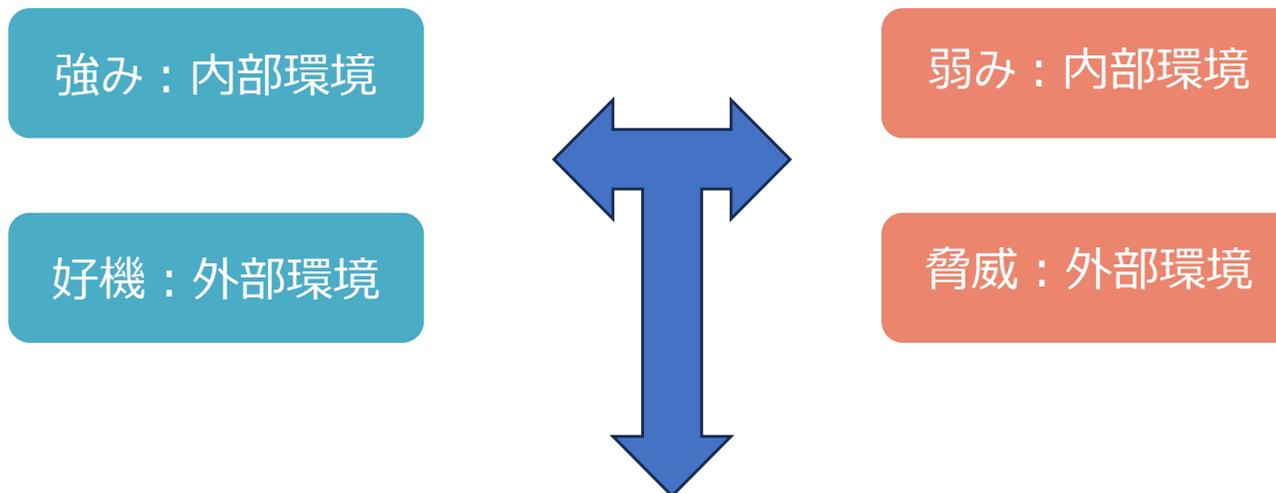


好機：外部環境

- ・ 市内開発計画による需要増が、今後数年間の収益・施設利用率を下支え
- ・ 企業団を含む近隣事業体との広域連携・共同化の可能性

脅威：外部環境

- ・ 将来的には給水人口は減少する見込み
- ・ 受水費は令和11年度に改定予定で、年間3千5百万円の負担増
- ・ 今後も物価上昇が継続する見通しで、費用増（運転維持費・工事費）のリスクあり
- ・ 「水道施設の耐震工法指針・解説」の改訂



課題解消に求められる取組

「内部環境における弱み」

- 水道施設の耐震化、老朽化対策
- 有収率向上を目指した管路更新事業の推進

「外部環境における脅威」

- 運転維持費・工事費用の増加リスクに対するコストダウン
- 指針の改訂に伴う耐震性の再確認
- 料金水準の適正の確認

課題解消に向けた取組

コストダウンに対する取組について確認をお願いします。

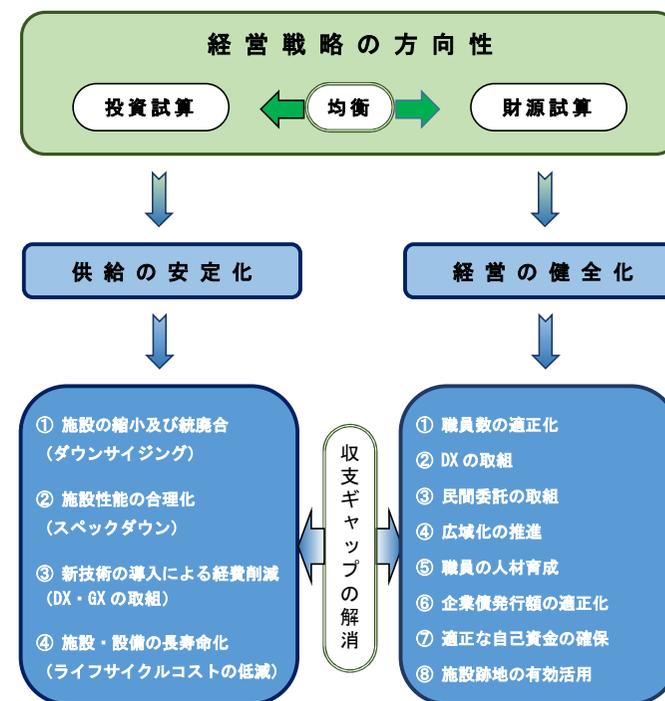
コストダウンに向けた重点施策の方向性

本編資料 P 6

運営上必要となる経費及び建設改良費のコストダウン

経営戦略（本年度改定）及び本編参照

- 安定供給の維持を前提に、施設のダウンサイジング・統廃合を進め、効率化を図る。
- 施設性能の合理化（スペックダウン）や新技術の導入で経費削減と耐震化を推進。
- 施設・設備の長寿命化を目指し、積極的な点検と適切な補修を実施。
- D X 活用による業務効率化や住民サービス向上、漏水の早期発見を目指す。



出典：菊川市水道事業経営戦略

- 水道料金徴収業務に加え民間委託内容を拡大し、効率的な経営を推進。

課題解消に向けた取組

施設の耐震化、老朽化対策、有収率向上策等について確認をお願いします。

投資計画の見通し

本編資料 P 7

事業の概要

八王子配水場の耐震化、そして有収率向上及び耐震化を目的とした管路の更新（改良）を重点項目とし、事業の推進を図ります。

	事業項目	事業名	目的
①	基幹管路の耐震化	重要給水施設配水管布設事業	管路耐震化 有収率向上 省エネルギー対策
		水道管路緊急改善事業	
	老朽管の更新・耐震化	配水支管耐震化事業	
②	水圧の安定化	配水管整備事業	水圧の適正化 直結給水の普及
③	基幹施設の耐震化	八王子配水池耐震化事業	配水池耐震化
④	アセットマネジメント計画に基づく施設・設備の定期更新	水道施設更新事業	ライフサイクルコスト 低減
⑤	営業設備費	会計システム等の更新	業務効率化

課題解消に向けた取組

投資額について確認をお願いします。

投資計画の見通し

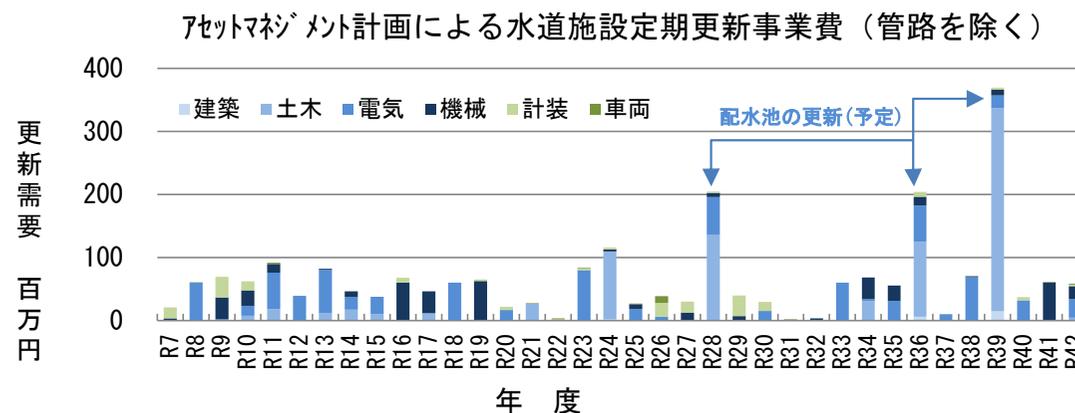
本編資料 P 7

年次割事業計画

単位：千円

年 度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
① 配水管改良事業	329,039	237,520	335,180	425,130	337,940	366,270	348,110
② 配水管整備事業	34,960	58,400	46,220	47,000	47,790	92,730	49,980
③ 施設耐震化事業	120,610	86,240	78,700	44,650	0	0	0
④ 定期更新事業	20,860	64,200	73,360	66,920	100,690	43,400	90,110
⑤ 営業設備費	0	1,999	2,037	2,074	2,111	2,111	2,111
事務費	14,390	75,190	57,860	33,240	36,630	34,810	34,810
計	519,859	523,549	593,357	619,014	525,161	539,321	525,121
消費税	51,986	52,355	59,336	61,901	52,516	53,932	52,512
合 計	571,845	575,904	652,693	680,915	577,677	593,253	577,633

- 令和42年度までの定期更新費は、配水池等の構築物を除き年平均4,500万円。
- 自家発電設備の整備については、関係電気設備の更新に合わせ更新。
- 各構造物の耐震性の確認については、耐震診断の実施により確認。



課題解消に向けた取組

各取組に対する効果について確認をお願いします。

重点施策、投資計画による効果

本編資料 P 8

期待される効果

戦略的な施設更新・
耐震化の推進

- 基幹管路及び重要給水施設配水管の耐震化、老朽管の改良を実施し、耐震化率及び有収率の向上を目指す。

→ 重点施策、
投資計画による対応

水需要縮小を前提
とした効率的運営

- ダウンサイジングや施設統廃合を通じて、能力の適正化と効率的運営を図る。

→ 重点施策による対応

広域連携・共同化
の検討

- 受水団体との連携によりコスト負担を軽減。

→ 重点施策による対応

強靱化・防災対応力
の強化

- 施設の耐震化や自家発電設備の整備、災害マニュアルの見直しなどを通じて、災害時の市民生活への影響を抑制。

→ 投資計画による対応

持続可能な経営基盤の
確立

- 収益構造を安定化させ内部留保資金の確保することで、計画的な更新を実現。

→ 重点施策による対応



必要な投資計画の推進には収益構造の安定化が前提条件 → **つまり、現行料金水準の審査が必要です。**

現行料金水準の妥当性検証

料金を据え置いた場合の財政シミュレーションを実施します。前提条件をご確認ください。 **シミュレーション条件**

本編資料 P 9

シミュレーション条件

- (1) 料金算定期間は令和 9 年度から令和13年度までの 5 年間。
- (2) 物価上昇率は令和9年度は1.9%、令和10、11年度は1.8%、令和12、13年度は物価の先行き不確実性と料金上昇抑制の観点から 0 %。
- (3) 料金体系は、現行料金体系の維持を条件として試算 (6)に挙げる各指標の目標値が達成困難など、健全経営の確保が困難と考えられる場合には、料金改定についての試算を行う。
- (4) 給水収益は、有収水量の推計値×供給単価。
- (5) 財源は、国・県補助金、企業債、自己資金等とし、企業債の発行が必要な場合には、目標とする内部留保資金の確保を考慮し発行額の決定を行う。
- (6) 各指標の目標値は以下のとおり。
 - ・経常収支比率：100%以上、・料金回収率：100%以上、・累積欠損金比率：0%
 - ・企業債残高対給水収益比率：260%以下
- (7) 目標とする内部留保資金は災害リスクを考慮し、9 億円から11億円（年間事業経費を目安）を目標。
➡ P14参照
- (8) 受水費の改定は、企業団の改定予定である令和11年度以降。

現行料金水準の妥当性検証

必要となる内部留保資金の規模について確認してください。

シミュレーション条件

本編資料 P 10

災害リスクを考慮した内部留保資金の位置づけについて

東日本大震災（平成23年 2011年）

- ・ 水道施設の被害総額が約1,316億円。
- ・ 断水は19都道県264事業者で約256.7万戸。
- ・ 全戸通水まで約6か月。
- ・ 国からの補助金は全額補助（補助率80～90%）ではなく、精算払が基本（工事完了後）のため、水道事業者側に当面の立替資金が必要。



菊川市に当てはめると

- ・ 1戸あたり約5.1万円（ $=1,316\text{億円} \div 256.7\text{万戸}$ ）。
- ・ 本市の20,600戸（算定期間の平均戸数）に当てはめると、本復旧の総事業費は約10.5億円規模。
- ・ さらに震災当時から昨今の物価上昇を考慮すれば、+15%として12.1億円。
- ・ 災害復旧は設計・工事が同時並行となり、請負費の支払ピーク時に総事業費の6割程度が必要と想定。
- ・ これにより、12.1億円に対し迅速な資金調達が必要となり、ここに自己負担1.2～2.4億円（補助対象外費用）と、初動・応急の受援側負担を重ねると、合計で概ね9～11億円の災害準備金が必要。



参考資料：東日本大震災 水道復興10年報告書
（厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課）

現行料金水準の妥当性検証

収益的収支の結果について確認してください。

財政シミュレーション結果 財政シミュレーション結果の検証

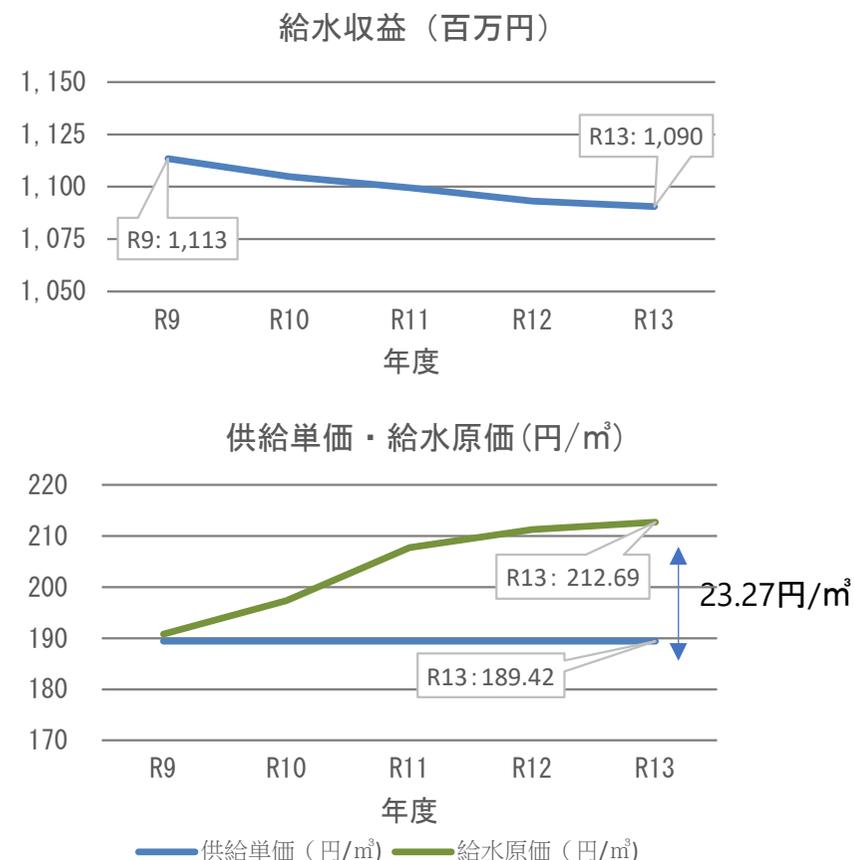
本編資料 P 11、12

収益的収支

企業団料金改定の影響

単位：百万円

年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
営業収益	1,147	1,138	1,133	1,126	1,124
営業外収益	80	80	80	79	76
特別利益	0	0	0	0	0
小計	1,227	1,218	1,213	1,205	1,200
営業費用	1,177	1,202	1,250	1,255	1,252
営業外費用	26	31	39	46	53
特別損失・予備費	2	2	2	2	2
小計	1,205	1,235	1,291	1,303	1,307
損益	22	▲ 17	▲ 78	▲ 98	▲ 107
供給単価(円/m ³)	189.42	189.42	189.42	189.42	189.42
給水原価(円/m ³)	190.79	197.31	207.73	211.25	212.69



【1.コスト構造】

エネルギー・資材等の上昇及び受水費改定による経費の増大が継続。他方で営業収益に占める給水収益は減少（令和9年度→令和13年度：約▲2.1%）。

【2.原価の実態】

給水原価は令和13年度で212.69円/m³に上昇し、供給単価との差は約23.27円/m³。

現行料金水準の妥当性検証

内部留保資金及び企業債残高について確認してください。

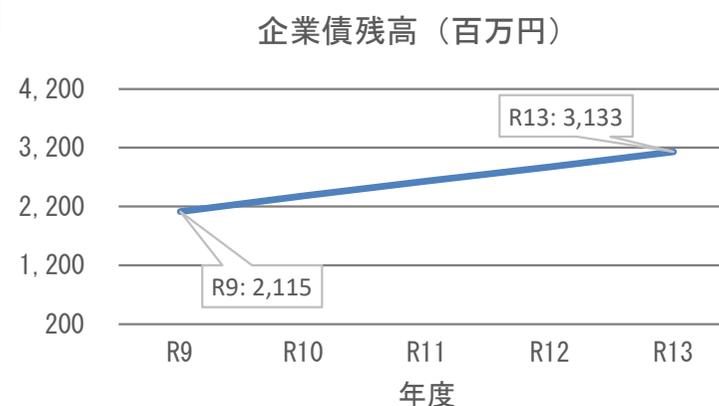
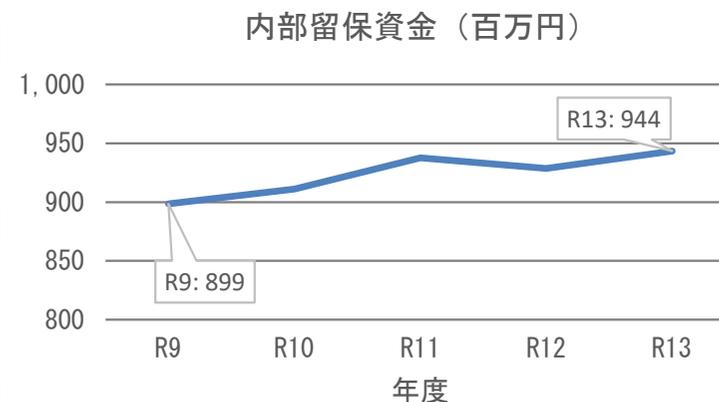
財政シミュレーション結果 財政シミュレーション結果の検証

本編資料 P 11、12

資本的収支

単位：百万円

年 度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
企業債	280	344	326	305	327
国・県補助金	28	52	31	35	30
工事負担金	7	7	7	7	7
収入計	315	403	364	347	364
建設改良費	653	681	578	593	578
企業債償還金	79	78	72	66	68
その他	11	11	11	11	11
支出計	743	770	661	670	657
不足額	▲ 428	▲ 367	▲ 297	▲ 323	▲ 293
補填額	428	367	297	323	293
内部留保資金	899	911	938	929	944
企業債残高	2,115	2,382	2,635	2,874	3,133
経常収支比率	101.96%	98.79%	94.13%	92.65%	91.93%
累積欠損金比率	0.00%	0.00%	5.43%	14.27%	24.01%
企業債残高対給水収益比率	190.00%	215.56%	239.71%	262.95%	287.33%
料金回収率	99.28%	96.00%	91.19%	89.67%	89.06%



【1.財務負担】

企業債残高は21.2億円→31.3億円に増加、支払利息は2千6百万円→5千2百万円へ拡大。

【2.資本的収支】

毎年度▲3.0～▲4.3億円の不足を内部留保資金で補填。適正な内部留保資金確保のため、企業債発行額が増加。

【3.内部留保の位置付け】

突発修繕・災害対応等への備えであり、収益的収支の恒常的赤字補填に充当することは好ましいことではありません。

現行料金水準の妥当性検証

財政シミュレーション結果 財政シミュレーション結果の検証

試算結果に基づき料金改定の是非について検討をお願いします。

本編資料 P 12

【4.経営指標の推移】

各指標値は、目標値の堅持ができない。

令和13年度時点における経営指標値

項目	R13年度推計値	目標値
経常収支比率	91.93%	100%以上
累積欠損金比率	24.01%	0%以下
企業債残高対給水収益比率	287.33%	260%以下
料金回収率	89.06%	100%以上

シミュレーション結果に基づく結論

以上より、今後の水需要及び経費の見通しを踏まえると、現行料金のままでは恒常的な収支不足が固定化するリスクが高く、料金見直しが合理的と評価します。



掛川市では、令和10年度に16.4～33.8%の料金改定案が示されています。：掛川市水道事業水道ビジョン（案）より
牧之原市では、令和9年度に20%の料金改定案が示されています。：牧之原市水道事業経営戦略より

(令和7年12月時点)

新たな水道料金の設定

料金設定における前提条件の確認をお願いします。

適正な水道料金とは

本編資料 P 13

法令上の位置づけ

地方公営企業法第17条の2第2項「独立採算制の原則」

- 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

地方公営企業法第21条第2項

- 水道料金については、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」。

水道法第14条第2項

- 能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当であること。
- 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

新たな水道料金の設定

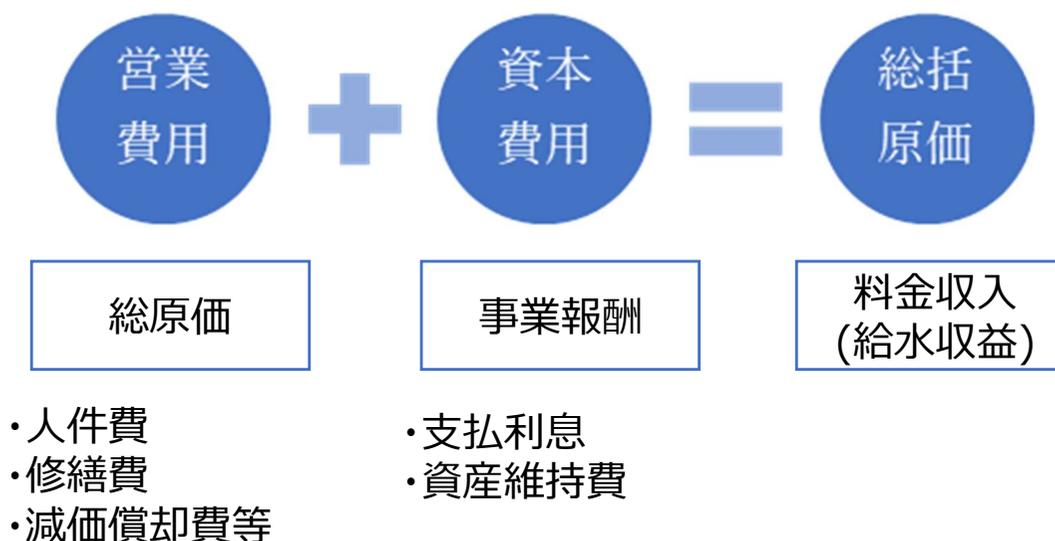
総括原価について確認をお願いします。

水道料金構成要素

本編資料 P 13

水道料金構成要素

水道料金の算定は、原則として「水道料金算定要領（日本水道協会）」に基づくものとし、総括原価方式の採用を図ります。



総括原価は、料金算定期間中に必要な事業経費である営業費用と資本費用から構成され、料金算定期間中の料金総収入額と等しくなります。つまり、今後の料金総収入でこの総括原価を賄う必要があります。

新たな水道料金の設定

総括原価の基本料金及び従量料金への配分方法について確認をお願いします。

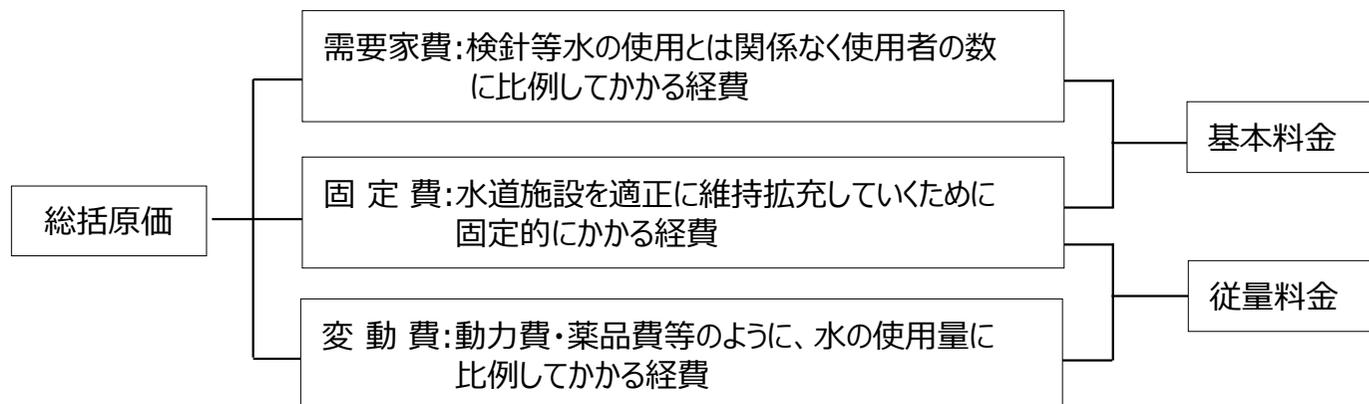
水道料金構成要素

本編資料 P 14

水道料金の定義と配分方法

総括原価を、需要家費、変動費、固定費とに分解し、それぞれを基本料金及び従量料金に配分します。

料金体系の定義



配分方法

需要家費	全額を基本料金に配分します。	基本料金
固定費	配分比により基本料金に配分します。	
固定費	配分比により従量料金に配分します。	従量料金
変動費	全額を従量料金に配分します。	

新たな水道料金の設定

菊川市の水道料金体系について確認をお願いします。

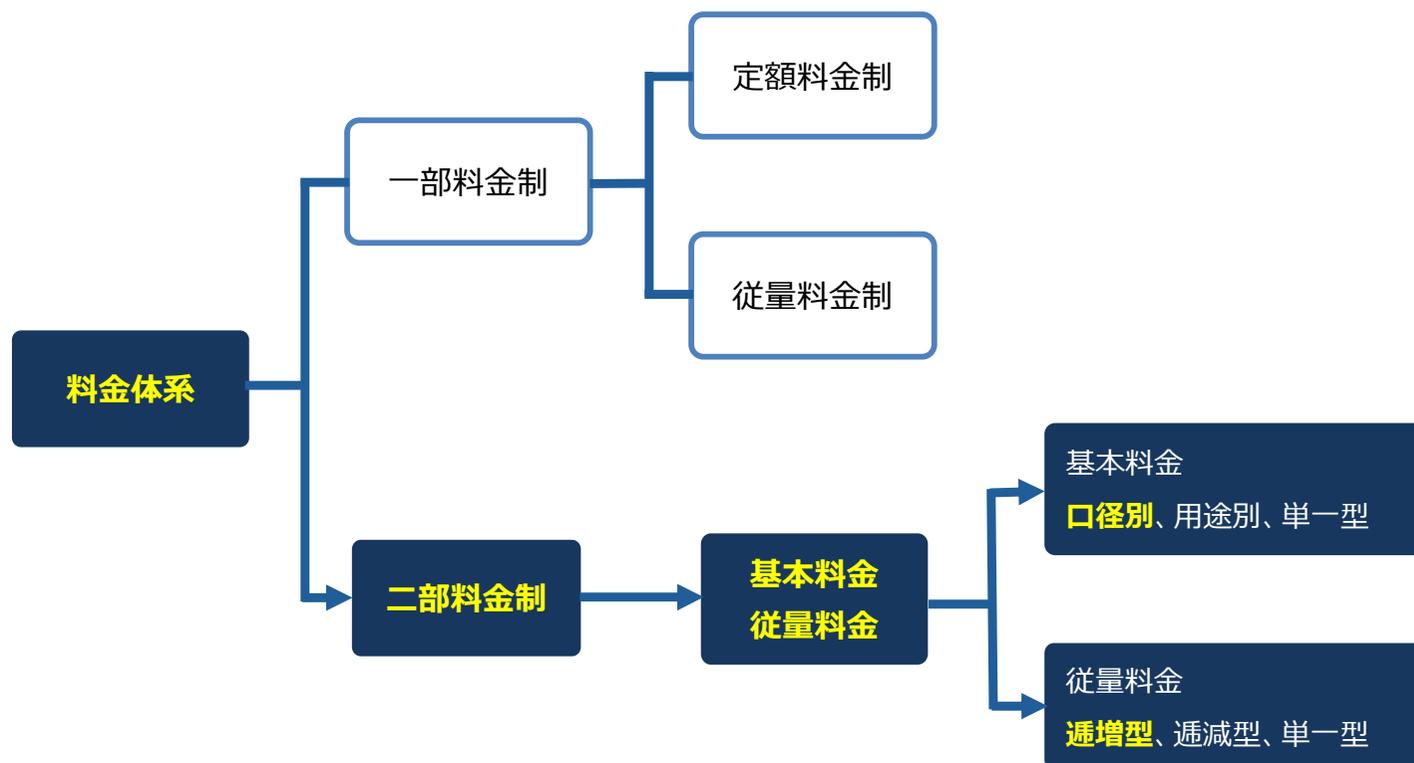
水道料金体系の種類と特徴

本編資料 P 15

現行の料金体系

現在の水道料金体系は、基本料金・従量料金の二部料金制の採用を図っています。このうち基本料金は口径別料金、従量料金は逡増型を採用しています。

水道料金体系図



新たな水道料金の設定

基本料金の種類について確認をお願いします。

水道料金体系の種類と特徴

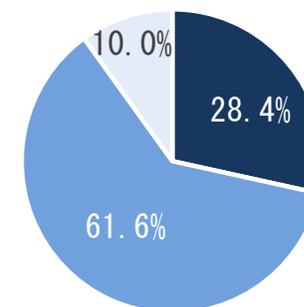
本編資料 P 16

基本料金

基本料金は、水道水の安定供給を可能とする体制を維持するため、固定的にかかる経費として負担していただく定額部分で以下の種類が存在します。基本料金の中には、基本水量が含まれている場合があります。

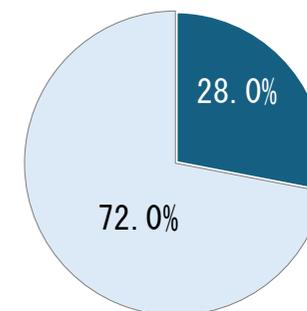
1)単一料金（無差別制） 加入者に同一の基本料金を課す方式	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none">・最も分かりやすい。事務が簡素でコスト低。・区分判定ミス・不正の余地が少ない。	<ul style="list-style-type: none">・経費を公平に配分できず、不公平が生じる。
2)用途別料金（差別制） 家庭・営業・工場・公共などの用途別に区分	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none">・公平性の説明がしやすい。・家庭保護など、政策目的を織り込みやすい。	<ul style="list-style-type: none">・区分判定・変更届の管理など事務が煩雑になりやすい。・同じ口径・同じ使用量でも区分差により“逆転現象”が生じる。
3)口径別料金（差別制）：現行の料金体系に採用 メーター口径に応じて基本料金を設定する方式	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none">・原価対応性が高い。・口径という客観指標で判定が明確。・大口需要者に一定の固定費負担を求められ、収入の安定化に資する。	<ul style="list-style-type: none">・実使用量が少ない大口径世帯・事業者には割高感が出やすい。・生活実態への配慮は直接的には反映されにくい。(単身世帯と複数人世帯)

全国水道事業の基本料金体系の割合



■ 用途別 ■ 口径別 ■ 単一

全国水道事業の基本水量採用割合



■ 基本水量無し ■ 基本水量有り

新たな水道料金の設定

従量料金の種類について確認をお願いします。

水道料金体系の種類と特徴

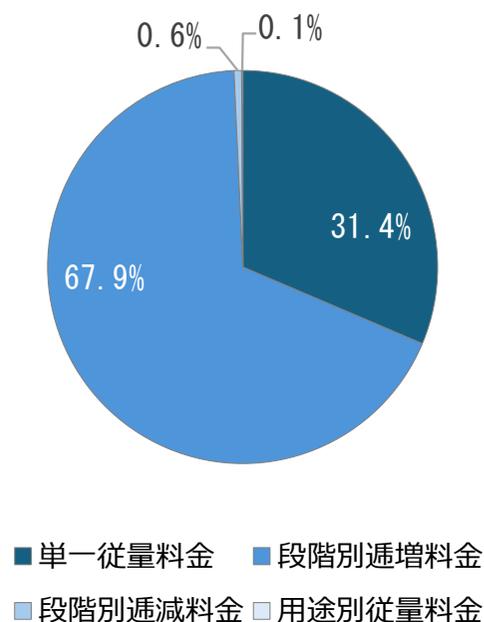
本編資料 P 17、18

従量料金

従量料金は、実際の使用水量に応じた費用負担と需要調整（節水誘導）を担う変動部分で、主に以下の種類が存在します。

1) 単一制（無差別制） 水量区分や口径差を設けず、従量単価を一本化する方式	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none">最も分かりやすく、料金計算が簡単で透明性が高い。	<ul style="list-style-type: none">需要管理の手段が弱く、節水誘導が限定的。配水コスト差を反映しづらい。
2) 逦増型（差別制）： 現行の料金体系に採用 使用量が増えるほど、水量区分ごとに単価を上げる方式	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none">節水誘導効果が高い。基礎的生活水準（低水量）を比較的 low 料金で保護できる。渇水や需給逼迫時の需要抑制に有効。	<ul style="list-style-type: none">世帯人数が多い家庭・集合住宅一括計量などで不利になりやすい。料金表が複雑化。検針・計算対応の事務負担が増える。
3) 逦減型（差別制） 使用量が増えるほど、水量区分ごとに単価を下げる方式	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none">産業・商業のコスト負担を軽減し、地域経済に配慮しやすい。大口需要の流出防止が可能。	<ul style="list-style-type: none">節水とは逆の効果が生じ、公平性・環境面で批判を受けやすい。渇水時の需要管理が困難。家計への逆進性が指摘されやすい。

全国水道事業の従量料金形態の割合



出典：水道料金表R6.4.1（日本水道協会）

新たな水道料金の設定

現行料金体系の継続理由について確認をお願いします。

水道料金体系の設定

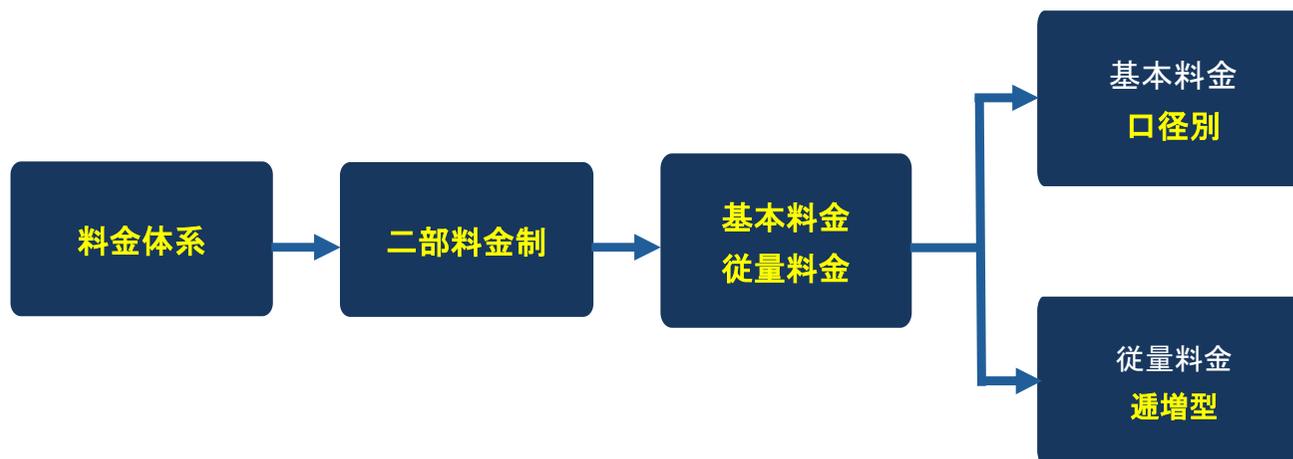
本編資料 P 18, 19

水道料金体系の設定

- 基本料金：口径別料金が多く事業体で採用されている。
「水道料金算定要領」でも料金体系の明確性確保を理由に原則的な扱いがされている。
- 従量料金：逦増型が多く事業体で採用されている。
生活用水の低価格化を図ることが可能。



現行の料金体系を継続（口径別×逦増×基本水量 8 m³/月）



なお、基本水量は基本料金に含むとした考えですが、水道料金の設定においては基本水量相当の使用量を有収水量から控除して従量単価を設定します。

新たな水道料金の設定

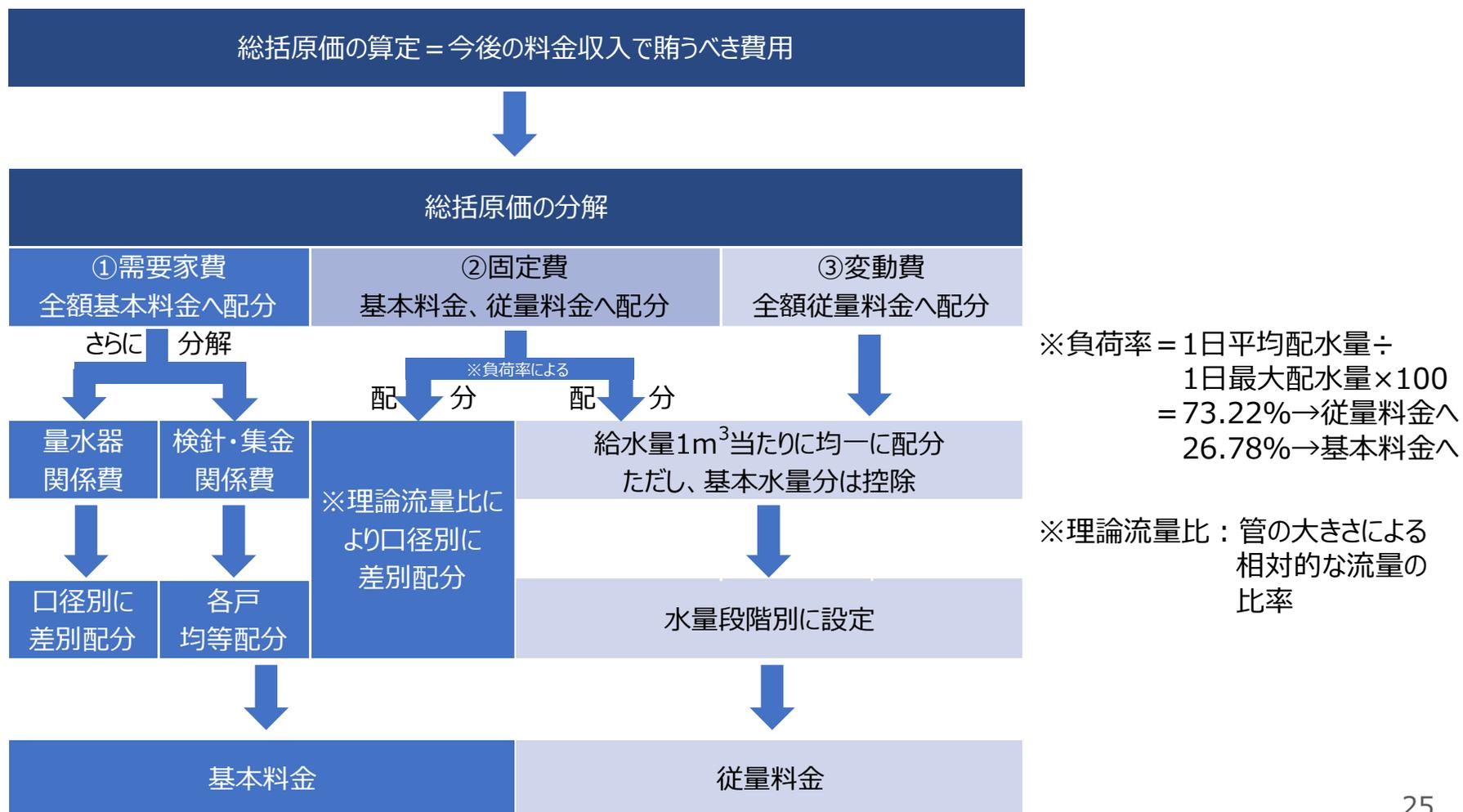
具体的な料金設定手順について確認をお願いします。

水道料金の設定手順

本編資料 P 20

水道料金の設定手順

水道料金の設定は、求められた総括原価（P27参照）を一定のルールに基づき分解し、基本料金及び従量料金に配分する作業となります。ここでは、「水道料金算定要領」に基づいた手順を示します。



新たな水道料金の設定

平均改定率及び改定時期について確認をお願いします。

水道料金の設定手順

本編資料 P 21

平均改定率の把握

$$\text{平均改定率} = (\text{総括原価} \div \text{水道料金収入見込額} - 1) \times 100 \quad \text{※概算手法に基づく改定幅の目安}$$

ここで、水道料金収入 = 年間総有収水量 × 供給単価 = 29,043 (千 m^3) × 189.42 (円/ m^3)
 = 5,501,325千円・・・①

総括原価 = ※水道事業費用 - 控除項目 (料金収入以外の収入)

= 5,961,768千円・・・② (P27参照) ← 今後の料金収入で賄うべき原価

平均改定率 = (② ÷ ① - 1) × 100 = 8.37% ≒ 8.4%

なお、予定では改定初年度 (令和 9 年度) 上期のみ旧料金のため、半年分の不足を残り期間で回収する必要があります。改定率を約**9.3%**に引き上げる必要があります。また、類似団体では直近で平均13.4%の改定を実施しています。

料金改定スケジュール

R 9 年度		R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度	R 13 年度
上期 水量割合 50.67%	下期 水量割合 49.33%				
現行料金		新料金 (平均改定率9.3%) 全体の約90% (89.866%)			
平均改定率 = 4.6%		9.3%	9.3%	9.3%	9.3%
5年間通しであれば8.4%の改定率					

類似団体平均改定率(%)

区分	年別	R6年 4月1日現在
10万人以上		11.9
5万～10万人未満		12.5
3万～5万人未満		13.4
1万5千～3万人未満		10.9
1万5千人未満		14.5
平均		12.7

出典：水道料金表R6.4.1 (日本水道協会)

新たな水道料金の設定

総括原価の具体的な配分について確認をお願いします。

総括原価の配分

本編資料 P 22, 23

総括原価(単位：千円)

総括原価は据え置き、8.3%から9.3%への調整は最後に行います。

項 目		需要家費	固定費	変動費	合 計	
営業費用	給配水費	人件費			0	
		委託費	262	201,076		201,338
		修繕費	125,186	172,309		297,495
		動力費			80,672	80,672
		薬品費			15,348	15,348
		受水費		1,588,493	921,889	2,510,382
		その他		74,709		74,709
	その他営業費用		2,400		2,400	
	控除項目	▲1,916	▲127,399	▲15,549	▲144,864	
	計	123,532	1,911,588	1,002,360	3,037,480	
	総係費	委託費	241,800	75,648		317,448
		人件費		359,318		359,318
		その他	35,369	90,641		126,010
	控除項目				0	
	計	277,169	525,607	0	802,776	
減価償却費		1,949,554		1,949,554		
資産減耗費		141,599		141,599		
控除項目		▲139,903		▲139,903		
計	0	1,951,250	0	1,951,250		
小 計		400,701	4,388,445	1,002,360	5,791,506	
資本費用	支払利息		170,317		170,317	
	控除項目		▲55		▲55	
小 計		0	170,262	0	170,262	
合 計		400,701	4,558,707	1,002,360	5,961,768	

全額基本料金に配分されます。

項 目	配 分	
	基本料金	従量料金
量水器関係費		
給配水費	125,448	0
控除項目	▲1,916	0
小 計	123,532	0
メータ検針・料金徴収関係費		
総係費	277,169	0
小 計	277,169	0
合 計	400,701	0

① 需要家費



基本料金及び従量料金に配分されます。

項 目	総 額	配 分			
		基本料金	従量料金		
資本営業費用	維持管理費	2,564,594	686,798	1,877,796	
	減価償却費	2,091,153	560,011	1,531,142	
	資本費用	支払利息	170,317	45,611	124,706
		資産維持費	0	0	0
	控除項目	▲267,357	▲71,598	▲195,759	
合 計	4,558,707	1,220,822	3,337,885		

② 固定費

配分比率：基本料金26.78%、従量料金73.22%（負荷率）

全額従量料金に配分されます。

項 目	配 分	
	基本料金	従量料金
給配水費		
給配水費	0	1,017,909
控除項目	0	-15,549
合 計	0	1,002,360

③ 変動費

新たな水道料金の設定

需要家費、固定費、変動費の配分方法について確認をお願いします。

総括原価の配分

本編資料 P 23～25

- ① **需要家費** 全額基本料金に配分されます。
その後、量水器関係費及び検針・料金徴収関係費に分解します。
量水器関係費は、量水器の価格指数により口径別差別配分され、また、検針・料金徴収関係費は、水道使用者に均等配分されます。

- ② **固定費** 基本料金及び従量料金に配分されます。
基本料金分は理論流量比により差別配分され、従量料金分は、8m³/月の基本水量分を除いた、有収水量1m³あたりに均等配分されます。

- ③ **変動費** 全額従量料金に配分されます。
その後、8m³/月の基本水量分を除いた、有収水量1m³あたりに均等配分されます。

配分及び分解方法の詳細は、本編 P 23～25を参照願います。

新たな水道料金の設定

変動費の配分方法について確認をお願いします。

総括原価の配分

本編資料 P 25

配分された料金の集計と9.3%への調整

1月当たり：税抜

口径	水道料金（税抜）										
	需要家費		固定費		変動費		基本料金計 (円/月)		従量料金計 (円/m ³)		
	基本料金		超過料金		9.3%への調整（調整前×※1.0087）						
	1件当たり月額(円)		1m ³ 当たり(円)		調整前	調整後	調整前	調整後			
φ13,20	92	224	883	165	49	1,199	1,210	214	216		
φ25	116		1,555			1,895	1,910				
φ30	256		2,533			3,013	3,040				
φ40	556		5,499			6,279	6,330				
φ50	853		9,883			10,960	11,060				
φ75	2,091		28,613			30,928	31,200				
φ100	3,145		62,171			65,540	66,110				

→ 逡増型従量料金へ再設定

※1.0087 = (1.0931/1.0837)。
基本料金は10円単位に四捨五入、従量料金は1円単位に四捨五入。

新たな水道料金の設定

逓増型従量料金の設定方法について確認をお願いします。

総括原価の配分

本編資料 P 26

逓増型従量料金への設定

現行の従量料金

水量区分(m ³)	従量料金(円) 税抜
16超 ~ 50	180.9
50超 ~100	190.9
100超 ~200	204.5
200超 ~	223.6

$$\text{逓増度} = \text{最高単価} / \text{最低単価} = 223.6 / 180.9 = 1.24$$

新たな従量料金の設定

基本水量 (m ³)	①従量料金 (円)税抜	②推計超過水量 (千m ³)	③ ①×②	加重平均 Σ③/Σ②
16超 ~ 50	198	10,212	2,021,976	216 円/m ³
50超 ~100	215	3,158	678,970	
100超 ~200	232	1,047	242,904	
200超 ~	246	5,858	1,441,068	
計		20,275	4,384,918	

$$\text{逓増度} = \text{最高単価} / \text{最低単価} = 246 / 198 = 1.24$$

※逓増度は目安であり、必ずしも現行料金に合わせる必要はありません。

新たな水道料金の設定

新たな水道料金の1案について確認をお願いします。

新たな水道料金（案）

本編資料 P 27

新たな水道料金（案）

現行水道料金表

2月当たり

新たな水道料金表（案）

2月当たり

口径 (m/m)	基本料金(円)		段階水量 (m ³)	従量料金 (円)	
	税抜	税込		税抜	税込
φ13	2,285	2,514	~16		
φ20			16 超~50	180.9	199.0
φ25	2,611	2,872	50 超~100	190.9	210.0
φ30	3,765	4,142	100 超~200	204.5	225.0
φ40	6,694	7,363	200 超~	223.6	246.0
φ50	10,461	11,507			
φ75	23,527	25,880			
φ100	41,837	46,021			

口径 (m/m)	基本料金(円)		段階水量 (m ³)	従量料金 (円)	
	税抜	税込		税抜	税込
φ13	2,420	2,662	~16		
φ20			16 超~50	198.0	217.8
φ25	3,820	4,202	50 超~100	215.0	236.5
φ30	6,080	6,688	100 超~200	232.0	255.2
φ40	12,660	13,926	200 超~	246.0	270.6
φ50	22,120	24,332			
φ75	62,400	68,640			
φ100	132,220	145,442			

現行料金との比較

2月当たり

口径 (m/m)	使用水量 (m ³)	現行料金 (円)税込	新料金（案） (円) 税込	現行料金との 差額(円)
φ13 φ20	20	3,310	3,530	220
	30	5,300	5,710	410
	40	7,290	7,880	590
	50	9,280	10,060	780

新たな水道料金の設定

新たな水道料金による平均使用水量使用時の料金等について確認をお願いします。 **新たな水道料金（案）**

本編資料 P 27

新たな水道料金（案）

平均使用水量による料金比較

2月当たり

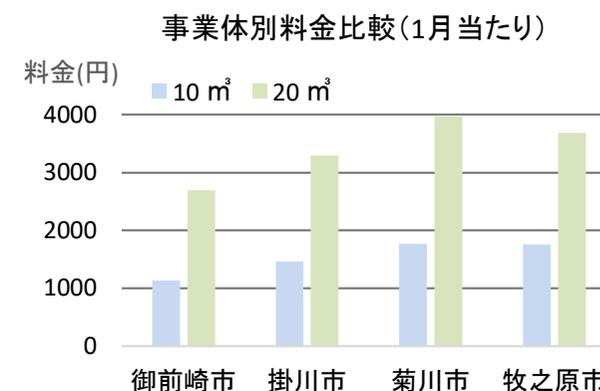
口径 (m/m)	平均使用水量 (m ³)	現行料金 (円)税込	新料金（案） (円) 税込	現行料金との 差額(円)	増加率 (%)
φ13	35	6,290	6,800	510	8.1
φ20	42	7,680	8,320	640	8.3
φ25	110	22,380	25,980	3,600	16.1
φ30	297	67,770	77,680	9,910	14.6
φ40	380	91,400	107,380	15,980	17.5
φ50	1,159	287,180	328,580	41,400	14.4
φ75	1,062	277,690	346,640	68,950	24.8
φ100	5,502	1,390,070	1,624,910	234,840	16.9

※平均改定率の9.3%は全体の増収率のため、口径別平均使用量に対する料金の上昇率とは一致しません。

周辺市との比較

1月当たり

事業体	使用水量 (m ³)	水道料金(案) (円) 税込	使用水量 (m ³)	水道料金(案) (円) 税込
御前崎市	10	1,133	20	2,695
掛川市	10	1,466	20	3,299
菊川市	10	1,765	20	3,940
牧之原市	10	1,760	20	3,685



なお、上記料金設定は決定事項ではなく、次回第3回料金審議会においてさらに異なる案を示し、料金水準とあわせて積算ベースで改定率を再確認しながら議論を深めていきたいと考えています。

第2回審議会

課題解消に向けた取組

今後もコストダウンに向けた取組を行いつつ、施設の耐震化・老朽化対策等が必要。

現行料金水準の妥当性検証

必要な投資計画の推進には収益構造の安定化が前提条件であり、適正料金水準の検討が必要。

結果の検証

現行料金のままでは恒常的な収支不足が固定化するリスクが高く、料金見直しが合理的と評価。

料金改定が必要と判断された場合

経常収支比率92%、料金回収率89%、企業債残高対給水収益比率287%

新たな道筋の提示

水道料金
構成要素

水道料金
設定手順

新たな
水道料金案
提示

料金見直しの
具体案追加

第3回審議会

(1)DX：デジタルトランスフォーメーション

DXは、データとデジタル技術を使って、仕事やサービスを効率化する取り組みです。具体的には、施設台帳の電子化、漏水の早期発見や更新の優先度の見える化、現場のモバイル化により業務を省力化します。

(2)GX：グリーントランスフォーメーション

GXは、温室効果ガスを減らし、資源をむだなく使うことで、環境と成長を両立させる取り組みです。具体的には、省エネ設備や再エネ電力、漏水削減を組み合わせることで運転コストとCO₂排出を下げます。

(3)直結給水

直結給水とは、受水槽を介さずに配水管から直接、建物内の給水設備へ水を供給する方式です。水道事業者が管理する配水管の水質をそのまま利用できるため、受水槽方式で課題となる槽内の滞留や清掃管理負担がありません。水質の安全性向上に加え、施設の設置・維持管理費の削減や省スペース化、省エネルギー化などの利点があります。一方で、十分な水圧や配水管の能力が必要であり、建物の階数や地区の水圧条件によっては直結給水が適用できない場合もあります。

(4)地方公営企業

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉を増進するために経営する企業で、地方公営企業法に基づきます。水道・下水道・病院・交通などが代表で、水道の場合、給水人口が5,001人に満たない簡易水道事業は除かれます。企業会計を用い、料金収入での独立採算を基本とし、議会の議決や情報公開の下で、公平・安全・効率を両立させて運営します。必要な施設投資は企業債や補助金、一般会計からの負担金で賄う場合があり、長期的な更新・耐震化と料金の妥当性を両立させる経営が求められます。

付属資料.用語説明

(5) 総括原価

総括原価は、料金算定期間における料金対象原価です。その内容は、営業費用と資本費用（支払利息＋資産維持費）で構成されています。

(6) 資産維持費

資産維持費は、給水サービスの維持・向上および施設の健全性を保つために、事業内へ再投資すべき費用を指します。原則として総括原価に算入して料金で回収する性格のものであり、会計上は資本的支出に直接は計上されないため、収益的収支では当期純損益（内部留保の源泉）として表れ、その資金を企業債元金の償還や建設改良費の自己資金に充てます。

なお、本試算では、令和42年度（2060年度）までの長期見通しのもとで内部留保資金と企業債残高の推移により資金確保状況を検証する方針としたため、資産維持費は原価に見込んでいません。料金水準の過度な上昇を回避しつつ、将来の更新需要への対応の可能性は内部留保資金および企業債の推移で確認します。